

## 個人情報・利用者情報等の取扱いに関するWGの 議事等の取扱いについて（案）

### 1 会議について

本ワーキンググループ（以下「WG」という。）の会議については、次の場合を除き、公開する。

- ① 公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合
- ② 構成員間の率直な意見の交換が損なわれるおそれがある場合
- ③ その他主査が非公開とすることを必要と認める場合

### 2 会議で使用した資料について

#### (1) 取扱い

本WGの会議で使用した資料については、次の場合を除き、公開する。

- ① 公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合
- ② 構成員間の率直な意見の交換が損なわれるおそれがある場合
- ③ その他主査が非公開とすることを必要と認める場合

#### (2) 公開の方法

一般のアクセスが可能な総務省のホームページに掲載し、公開する。

### 3 議事要旨について

#### (1) 取扱い

本WGの会議については、原則として議事要旨を作成し、公開する。

#### (2) 公開の方法

事務局において、WG開催後議事要旨を速やかに作成し、構成員の承認を得て、一般のアクセスが可能な総務省のホームページに掲載し、公開する。